

本ひな形は、自動車の相続手続き（運輸支局での移転登録）に用いられる一般的な書式をもとに作成したものです。行政書士有資格者による監修・最終確認を前提としています。個別のご事情によっては記載事項の追加・変更が必要になる場合がありますので、最終的な内容をご自身でご確認いただくか、専門家にご相談ください。本ひな形の提供は法的助言にあたるのではなく、ご利用により生じた結果について当社は責任を負いかねます。

遺産分割協議書

（被相続人の表示）

氏名：_____

生年月日：_____年____月____日

死亡年月日：_____年____月____日

最後の本籍：_____

最後の住所：_____

上記被相続人の死亡により開始した相続について、共同相続人の全員は、被相続人の遺産のうち下記の自動車について分割協議を行い、次のとおり合意した。

記

1. 下記の自動車は、相続人 _____（氏名）が相続により取得する。

（自動車の表示）

車名：_____

自動車登録番号：_____

型式：_____

車台番号：_____

2. 本協議書は、被相続人の遺産のうち上記の自動車についてのみ分割協議を行い、成立したものである。

以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したことを証するため、本協議書を作成し、各自署名のうえ実印を押印する。

_____年____月____日

相続人（続柄：_____）

住所：_____

氏名：_____ 実印

相続人（続柄：_____）

住所：_____

氏名：_____ 実印

相続人（続柄：_____）

住所：_____

氏名：_____ 実印

（相続人の人数分、同じ欄を設けてください）

作成時のポイント

- ・押印は必ず実印です。認印・シャチハタは使えません（普通車の場合）
- ・住所は印鑑証明書の表記どおりに書きます（「1-2-3」ではなく「一丁目2番3号」など）
- ・氏名は戸籍の記載どおりに書きます（旧字体もそのまま）
- ・車両情報は車検証の記載を一字一句正確に転記します。車名の欄はメーカー名（例：トヨタ）です
- ・車が複数ある場合は、（自動車の表示）を1台ごとに追加します
- ・2枚以上になる場合は、相続人全員の実印で契印（割印）をします
- ・書き間違えた場合は二重線＋実印の訂正印で直せますが、車台番号などの重要箇所は作り直すほうが安心です
- ・相続放棄した方は、家庭裁判所で放棄が受理されていれば署名押印は不要とされるのが一般的です
- ・相続人に未成年の方がいる場合は、家庭裁判所での特別代理人の選任が必要になることがあります。このケースは専門家にご相談ください

提出について

一般的には、車を使用する本拠地を管轄する運輸支局に原本を提出します。取得する相続人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内とされるのが一般的です）や戸籍謄本などを併せて用意します。不動産など他の相続手続きでも同じ協議書を使う場合は、原本還付（コピーを提出して原本を返してもらう取扱い）ができる場合がありますので、事前に窓口へご確認ください。運輸支局によって取扱いが異なる場合がありますので、事前に管轄の運輸支局へ確認いただくと確実です。

なお、査定額100万円以下の普通車は「遺産分割協議成立申立書」というより簡単な書式で手続きできるのが一般的です。詳しくは下記の関連記事をご覧ください。

提供: 相続車の窓口（有限会社グランベリー）／行政書士有資格者監修 | <https://souzokusha-madoguchi.com/> | 本書式の提供は法的助言ではありません。個別のケースは専門家にご確認ください。